

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
医療情報システム・ネットワーク等更新及び保守管理業務
落札者決定基準

1 基本的な考え方

本入札においては、当センターにとって最適な事業者を選定するため、提案書等の書面審査及び提案内容説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査を実施する。

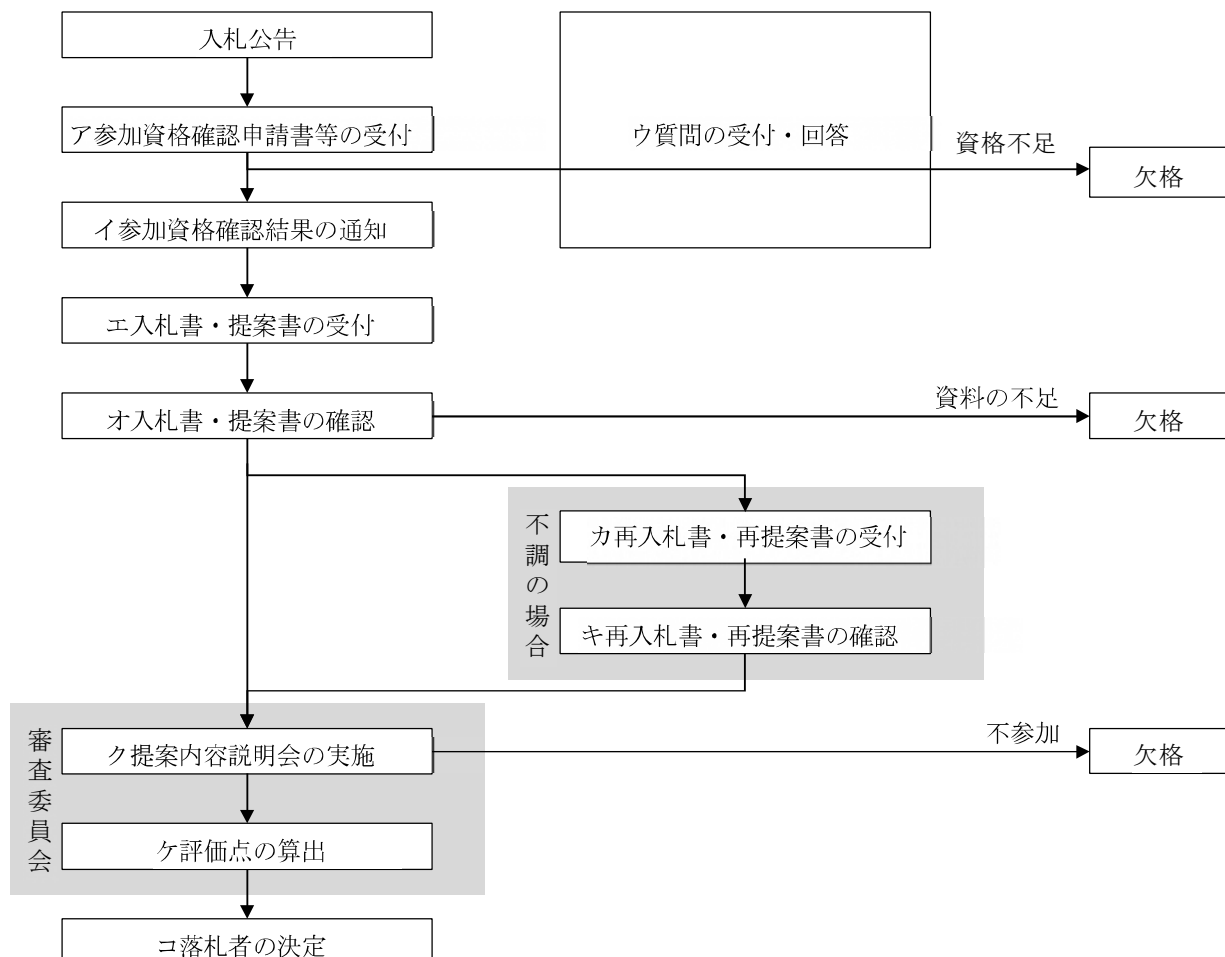
落札者の決定に当たっては、後記「3 審査基準」の各項目の点数を合計した「総合評価点数」の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

その後、集計結果について、公平性及び透明性を確保することを目的に、外部の学識経験者等により構成する医療情報システム・ネットワーク等更新及び保守管理業務総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において確認を行い、機種等選定会議を以て落札者が正式に決定する。

2 落札者決定の手順

(1) 落札者決定の流れ

落札者決定までの流れは次のとおり。



(2) 審査の手順

ア 参加資格確認申請書等の受付

入札参加者から本業務に対する入札の参加資格確認申請書等を受け付ける。

イ 参加資格確認結果の通知

入札参加者から受け付けた参加資格確認申請書等により入札参加資格の確認を行い、その結果を全ての入札参加者にそれぞれ通知する。

ウ 質問の受付・回答

入札参加者から本入札に係る配付資料について質問を受け付ける。なお、回答については神奈川県立病院機構のホームページにて公表する。

エ 入札書・提案書の受付

入札参加者から入札書・提案書を受け付ける。

オ 入札書・提案書の確認

入札参加者から提出された入札書・提案書について、必要書類が全て提出されていることを確認する。なお、書類不備の場合は欠格とする。

カ 再入札書・再提案書の受付

入札書確認の結果、本入札が不調となった場合は、再入札書・再提案書の受付を行う。

キ 再入札書・再提案書の確認

入札参加者から提出された再入札書・再提案書の確認を行う。

ク 提案内容説明会の実施

入札参加者による提案内容説明会を次のとおり実施する。

(ア) 実施方法

総合評価審査委員（以下「審査委員」という。）を対象に入札参加者からプレゼンテーションと質疑応答を実施する。

(イ) 実施日

令和8年3月17日（火）から26日（木）までの期間内で発注者が指定する日時

(ウ) 実施場所

神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-1

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター

(エ) 当日のスケジュール

後日通知する。

(オ) 参加者

プレゼンテーションは、本業務を実際に行う予定の統括管理者又はプロジェクトマネージャーが行うこととし、入札参加者の参加できる人数は5名以内とする。

(カ) 持ち時間

プレゼンテーションの時間は30分とし、その後の質疑応答15分の計45分とする。

(キ) プレゼンテーションの内容と資料

提案書に沿った内容で、プレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションにおいて、追加資料は認めない。

(ク) 留意事項

- a 説明会時の自己紹介は、「本案件の統括管理者です。」「本案件のプロジェクトマネージャーです。」などとだけ発言し、企業名、個人名等が特定されるような発言は厳に謹むこと。また、社章、名札、封筒など会社名、個人名等が特定できるものについては、身に付けず、机の上等にも置かないこと。
- b パソコンを使用する場合は、入札参加者が用意すること。なお、プロジェクターは当センターが用意する「HDMI 接続」のものを使用することができる。
- c 質疑の時間が限られているため、質問に対しては簡潔に答えること。
- d 携帯電話の電源は必ず切ること。また、説明会の録画、録音は禁止とする。
- e 提案内容説明会は、審査を目的として、発注者が録画をする。
- f 提案内容説明会に参加しない入札参加者は欠格とする。

ケ 評価点の算出

審査委員会において、各入札参加者の提案内容及びヒアリング審査に基づき評価を行い、評価点を算出する。

コ 落札者の決定

審査委員会における評価点の算出後、機種等選定会議を以て、評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。

- (ア) 落札者に決定した入札参加者には、その旨を書面にて通知する。
- (イ) 落札者に決定されなかった入札参加者には、その旨を書面にて通知する。
- (ウ) 落札者に決定されなかった入札参加者は、落札者の決定を通知した日の翌日より7日以内（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に当センターに説明を求めることができる。

3 審査基準

(1) 審査の項目・点数

最高点数は1,000点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
技術評価点	300点
提案評価点	400点
価格評価点	300点

(2) 有効数字

上記算定において、各項目の点数算出時に小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを有効とする。

(3) 技術評価点の採点基準

ア 「様式5 機能要求仕様書兼選択式回答書（別紙）」の回答内容について評価を行う。

イ 必須項目の取扱いは以下のとおりとする。

- ・ 要求仕様のうち必須項目として指定された項目については、対応可否欄において「○」又は「△」のいずれかの回答がなされていることを要する。
- ・ 必須項目に対して「×」の回答がなされた場合は、当該入札参加者は失格とする。
- ・ 必須項目において「△」と回答された場合は、当該項目について減点評価（▲0.5点）の対象とする。なお、減点後の技術評価点が0点を下回る場合は、0点を下限とする。

ウ 必須項目の要求仕様に対する対応可否の回答方法は（表2）の区分によるものとする。

（表2 必須項目の対応可否の回答）

評価項目	
○	標準機能として実装されており、追加開発やカスタマイズを行うことなく対応可能なもの。 また、導入後のバージョンアップにおいても、本調達範囲内で継続して利用可能であること。
△	標準機能では対応できないが、本調達範囲内での追加開発やカスタマイズにより対応可能なもの。減点評価（▲0.5点）の対象とする。
×	対応不可能
その他	上記の「○」「△」「×」以外の記号及び空欄の場合は、対応不可能とみなす。

エ 加点項目の取扱いは以下のとおりとする。

- ・ 要求仕様のうち、必須項目以外の項目を加点項目とする。
- ・ 加点項目は、対応可否欄において（表3）に定める「○」又は「×」のいずれかの回答がなされていることを要する。
- ・ 加点項目の配点は、（表4）に記載する「I」から「I-50」の対象システムごとに定めた1項目の配点に、当該システムにおいて満たした加点項目数（「○」の数）の数を乗じて算出した点数の合計を加点項目の点数とする。なお、1項目当たりの配点は小数点を含む場合があり、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを有効とする。その結果、「○」の数が同数であっても、加点項目の合計点に差が生じる場合がある。

（表3 加点項目の対応可否の回答）

評価項目	
○	当該機能要件が実現可能であり、本調達範囲内で、標準機能又は追加開発やカスタマイズによる実現が可能なもの。 また、導入後のバージョンアップにおいても、本調達範囲内で継続して利用可能であること。
×	対応不可能
その他	上記の「○」「×」以外の記号及び空欄の場合は、対応不可能とみなす。

（表4 加点項目の配点）

要求仕様	No.	対象システム	加点項目配点	加点項目数	1項目の配点
機能要件	I	基本	0	0	0
	II	データ移行要件	0	0	0
	A-1	電子カルテ・オーダーリングシステム	120	223	0.53
	A-2	電子カルテ・オーダーリングシステム追加機能	0	0	0
	A-3	看護支援システム	40	74	0.54
	A-4	医事会計システム	65	131	0.49
	B-5	医療観察法診療支援システム	0	0	0
	B-6	看護勤務管理システム	5	13	0.38
	B-7	レセプトチェックシステム	0	0	0

B-8	外来案内・会計表示システム	5	25	0.20
B-9	病歴管理システム	5	43	0.11
B-10	放射線部門システム	10	141	0.07
B-11	調剤支援システム	10	62	0.16
B-12	薬品情報システム	0	0	0
B-13	服薬指導システム	5	7	0.71
B-14	リハビリシステム	10	106	0.09
B-15	給食システム	5	46	0.10
B-16	栄養指導システム	5	37	0.13
B-17	インシデントレポートシステム	0	0	0
B-18	診療データウェアハウス	5	19	0.26
B-19	グループウェア	0	0	0
B-20	脳波ファイリング・ビューアシ ステム	0	0	0
C-21	検体検査システム	5	21	0.23
C-22	二要素認証システム	0	0	0
C-23	自動精算機	5	9	0.55
C-24	資産管理システム	0	0	0
D-25	カルテ参照システム	0	0	0
E-26	共通ハードウェア	0	0	0
F-27	共通ソフトウェア	0	0	0
I-50	医療情報ネットワークシステム	0	0	0
合計		300	—	—

オ 提出された各要求項目の対応可否の回答については、事務局により適合確認を行うものとする。なお、当該確認の過程において疑義が生じた場合には、事務局が該当箇所を確認することがあり、事実と異なる回答であることが判明したときは、審査委員会で協議の上、当該要求仕様の回答を無効とすることがある。

カ 要求仕様の技術評価点は、以下に基づき、算出する。

イに定める必須項目の適合状況に基づく減点及びウに定める加点項目の点数を合計して算出する。

キ 備考欄に「詳細は打合せ後に決定する」等と記載があった場合であっても、業務受託後に「打ち合わせた結果、実現できません」等と回答し要求対応しないことは一切認めないものとする。

(4) 提案評価点の採点基準

ア 提案評価は、審査委員による提案書及びプレゼンテーションの審査にて採点する。

イ 評価項目及び配点は、別紙「提案評価表」のとおりとする。

ウ 提案評価点は、各審査委員が提案内容について400点満点で評価し、評価理由を相互に共有・確認した上で、各委員が評価した点数の平均値（小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを有効）をもって算出する。

エ 各評価項目の審査に当たっては、（非常に優れている/優れている/記述があり評価できる/評価できない又は記述がない）の4段階評価を基本とし、審査委員が総合的に判断するものとする。

オ 提案評価審査においては、入札参加者による提案書に基づく30分のプレゼンテーションを実施する。提案内容の実効性、操作性及び運用イメージを確認するため、必要に応じて、実機等を用いたデモンストレーションの実施を可とする。プレゼンテーション終了後、提案内容について審査委員が確認を要すると判断した事項がある場合には、提案書及びプレゼンテーションの内容を前提として、疑義の解消及び理解の補完を目的とした15分のヒアリングを実施する。

(5) 価格評価点の採点基準

ア 価格評価は、入札書に記載された入札価格に基づき行う。

イ 価格評価点の最高点は300点とし、次の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = 300 \times (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札者の入札価格})$$

ウ 本項における「最低入札価格」とは、本入札において有効と認められた入札価格のうち、最も低い価格をいう。

エ 入札価格には、本調達に係る契約期間中に発生する一切の費用（システム導入費用、リース料、保守費用、制度改正対応費用等）を含むものとする。

オ 予定価格を超える入札価格を提示した者は失格とする。

(6) 入札額が予定価格を上回った場合の対応

欠格該当者を除いた入札参加者全ての入札額が予定価格を上回った場合、入札を不調とする。

(7) 評価点の最も高い提案を提出した者が2者以上ある場合の対応

提案評価点が高い者を落札候補者とする。同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない当センター職員にくじを引かせるものとする。

(8) 欠格事由

次の条件に該当する場合は、欠格とする。

なお、欠格の場合は、当該入札参加者に対してその旨と理由を付して通知する。

ア 「地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 医療情報システム・ネットワーク等更新及び保守管理業務 入札説明書」に示された条件に適合しない提案を行った者

イ 提案書を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

エ 本入札の公告を行った日から落札者の決定の日までの間に、本入札に関して、審査委員会の委員に対して、直接的若しくは間接的に本入札に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

オ 提案内容説明会に出席しなかった者

カ 入札日までに、本入札の入札参加資格を失った者

以上